

# 記 載 例 等

(候補者 → 選管)

※下記の記載例には1と2の両方とも記入されていますが、実際の届出はどちらか一方のみの記入になります。

様式1-1 (自動車)

### 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年〇月〇日

← 届出は公示日以降

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

新潟県選挙管理委員会委員長 様

令和8年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区

候補者 **新潟 花子**

記

#### 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年 月 日	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地〇号 〇〇タクシー(株) 代表取締役 〇〇〇〇	1. 〇~2. 〇	780,000 円	

※ 公費負担の限度額は64,500円×12日=774,000円ですが、契約書通りに記載してください(以下同じ)。

#### 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入れ期間等	契約金額	備考
燃 料 代	月 日	〇〇市大字〇〇 ΔΔ番地 〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇〇〇	新潟〇〇 あ 00-00	73,920	単価 120 円
運 転 手 の 雇 用	月 日	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地〇号 〇〇〇〇	1. 〇~2. Δ	87,500	
	月 日	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地〇号 ΔΔ ΔΔ	1. 〇~2. Δ	62,500	

備考1 契約届出書には、**契約書の写しを添付してください。**

- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあつた通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

# 自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年〇月〇日

← 契約届出以降の日付

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区

候補者 **新潟 花子**

記

- 1 契約年月日 令和8年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市大字〇〇 △△番地

〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

新潟〇〇 あ 00-00

- 4 確認申請金額 **73,920** 円

※ 公費負担額限度額  
← (7,700×12日=92,400円)  
以内です。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0 円	0 円
今回の購入金額(b)	<b>73,920</b> 円	<b>73,920</b> 円
燃料代計(a)+(b)	<b>73,920</b> 円	<b>73,920</b> 円
備 考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から新潟県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

第 ○ 号

※ 自動車燃料代確認申請書（様式 1 - 2（自動車））の  
提出を受け県選管が発行する書類です。

## 自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和8年○月○日

新潟県選挙管理委員会委員長 桜井 甚

印

記

- 1 令和8年○月○日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 **1** 区選挙区
- 2 候補者の氏名 **新潟 花子**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
**新潟○○ あ 00-00**
- 4 確認金額 **73,920** 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、新潟県に支払を請求することはできません。

※ 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合、様式1-3(自動車)の証明書のみ作成すればよいのですが、その他の契約(個別契約)の場合は様式1-3(自動車)のほか、様式1-4(燃料)、様式1-5(運転手)の証明書を作成する必要があります。

(候補者 → 契約業者等 → 選管 → 県知事)

様式1-3 (自動車)

## 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年〇月〇日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

令和8年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区

※ 個別契約の例

候補者 **新潟 花子**  
記

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

運送等契約区分 該当する方の番号に○を してください。	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による 場合	② 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地〇号 〇〇レンタカー(株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
<b>トヨタ タウンエース</b> <b>新潟〇〇 あ 00-00</b>	令和8年 〇月 〇日 ~ 〇月 〇日 月 日 月 日	<b>193,200</b> 円	<b>16,100円×12日</b>

備考

- この証明書は、**使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し**、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。**  
**(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円**  
**(2) (1)以外の場合 16,100円**
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、新潟県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

### 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

※名義人本人が「手書き」する  
場合、押印は不要ですが、  
印刷・ゴム印等による「記名」  
の場合は押印が必要です。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 1 区選挙区

※ 契約では 120 円×616ℓ=73,920 円  
であったが、実績では 580ℓしか  
給油を受けなかった例

候補者 **新潟 花子**

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名		〇〇市大字〇〇 △△番地 〇〇石油(株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 8 年 ○ 月 ○ 日	新潟〇〇 あ 00-00		52 ℓ	6,240 円	120 円/ℓ
○ 月 ○ 日	〃		55	6,600	
○ 月 ○ 日	〃		53	6,360	
月 日	〃		52	6,240	
月 日	〃		44	5,280	
月 日	〃		51	6,120	
月 日	〃		53	6,360	
月 日	〃		41	4,920	
月 日	〃		42	5,040	
月 日	〃		51	6,120	
月 日	〃		46	5,520	
月 日	〃		40	4,800	

備考

- この証明書は、**使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票**（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が新潟県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。**
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

## 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 ← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 1 区選挙区

候補者 **新潟 花子**

記

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

運転手の氏名及び住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	〇 〇 〇 〇
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 8 年 ○ 月 ○ 日	<b>12,500</b> 円	<b>1 台</b>
○ 月 ○ 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
○ 月 ○ 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
月 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
月 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
月 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
月 日	<b>12,500</b>	<b>1 台</b>
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

### 備考

- この証明書は、**使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成**し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。**
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

※ 一般運送契約（ハイヤー方式）の場合は、請求内訳書「その1」を添付します。  
 その他の契約（個別契約）の場合には、個別に請求書を作成し、請求内訳書は「その2(1)自動車の借入れ」「その2(2)燃料代」及び「その2(3)運転手」をそれぞれ添付してください。

※ 本頁は一般運送契約の例

(契約業者等 → 選管 → 県知事)

様式1-6 (自動車)

請 求 書  
 (選挙運動用自動車の使用)

○押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。  
 ○PDFファイルにより提出ください。

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年〇月〇日 ←選挙執行日翌日以降の日付

新潟県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
 にあつてはその代表者の氏名 〇〇タクシー(株)  
 代表取締役 〇〇〇〇

- 記
- 請求金額 **774,000** 円
  - 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
  - 令和8年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区
  - 候補者の氏名 **新潟 花子**
  - 金融機関名、口座名及び口座番号

※請求者と口座名義は同一であること。

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△△ 本店・支店
預金種別	普通・当座	口座番号	<b>6543210</b>
ふりがな	〇〇タクシー かぶ	だいひょうとりしまりやく	〇〇〇〇
口座名	〇〇タクシー(株)	代表取締役	〇〇〇〇
電話番号	<b>000-000-0000</b>		

(注) 送金先の登録は請求者の電話番号により行うので、正しく記入してください。

押印を省略する場合には、発行責任者及び担当者  
の氏名、連絡先を必ず記載してください。

発行責任者	山川 丁太	事務担当者	長岡 花子
所属部署名	〇〇課〇〇係	連絡先	<b>025-123-4567</b>

備考

- この請求書は、候補者から受領した**選挙運動用自動車使用証明書**（燃料代の請求の場合には、このほかに**自動車燃料代確認書及び給油伝票**（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、新潟県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙) その1

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年 ○月 ○日	円 台 円 <b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	円 台 円 64,500 × 1 = 64,500	円 <b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
○月 ○日	<b>65.000</b> × 1 = <b>65.000</b>	64,500 × 1 = 64,500	<b>64.500</b>	
計			<b>774.000</b> 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

## 請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 ○月○日	円 台 円 <b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	円 台 円 16,100 × 1 = 16,100	円 <b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
○月○日	<b>16.100</b> × 1 = <b>16.100</b>	16,100 × 1 = 16,100	<b>16.100</b>	
計			<b>193.200</b> 円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください

い

請求内訳 (燃料代)

(別紙) その2

※ 契約では  $120 \text{円} \times 616 \text{l} = 73,920 \text{円}$ であったが  
実績では  $580 \text{l}$ しか給油を受けなかった例

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和8年 ○月 ○日	新潟○○ あ 00-00	円 ℓ 円 $120 \times 52 = 6,240$			
○月 ○日	〃	$120 \times 55 = 6,600$			
○月 ○日	〃	$120 \times 53 = 6,360$			
○月 ○日	〃	$120 \times 52 = 6,240$			
○月 ○日	〃	$120 \times 44 = 5,280$			
○月 ○日	〃	$120 \times 51 = 6,120$			
○月 ○日	〃	$120 \times 53 = 6,360$			
○月 ○日	〃	$120 \times 41 = 4,920$			
○月 ○日	〃	$120 \times 42 = 5,040$			
○月 ○日	〃	$120 \times 51 = 6,120$			
○月 ○日	〃	$120 \times 46 = 5,520$			
○月 ○日	〃	$120 \times 40 = 4,800$			
計		<b>69,600</b> 円	<b>73,920</b> 円	<b>69,600</b> 円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その2

## 請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和8年 ○月 ○日	円 <b>12,500</b>	円 12,500	円 <b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日	<b>12,500</b>	12,500	<b>12,500</b>	
○月 ○日		12,500		
○月 ○日		12,500		
○月 ○日		12,500		
○月 ○日		12,500		
○月 ○日		12,500		
計			<b>87,500</b> 円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(候補者 → 選管)

様式 7-1 (ポスター)

# ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

←届出は公示日以降

新潟県選挙管理委員会委員長 様

**※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。**

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 **1** 区選挙区

**※ 契約書の内容のとおり記載してください。**

候補者 **新潟 花子**  
記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 8 年 ○ 月 ○ 日	○○市○○町 ○丁目○番地○号 ○○印刷(株) 代表取締役 ○ ○ ○ ○	<b>6.000</b> 枚	<b>1.200.000</b> 円	
月 日				
月 日				
月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

# ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年〇月〇日 ←契約届出以降の日付

新潟県選挙管理委員会委員長 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和8年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 1 区選挙区

候補者 **新潟 花子**

記

- 1 契約年月日 令和8年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
〇〇印刷(株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇

※ 公費負担の限度(選挙区のポスター掲示場数×2)以内の数です。  
例は掲示場数 2,752 の場合

3 確認申請枚数 **5,504** 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	<b>6,000</b> 枚	<b>5,504</b> 枚
枚 数 計 (a) + (b)	<b>6,000</b> 枚	<b>5,504</b> 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から新潟県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

第 ○ 号

※ **ポスター作成枚数確認申請書(様式7-2(ポスター))の提出を受け県選管が発行する書類です。**

## ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和8年○月○日

新潟県選挙管理委員会委員長 桜 井 甚

印

記

- 1 令和8年○月○日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 **1** 区選挙区
- 2 候補者の氏名 **新潟 花子**
- 3 確認枚数 **5,504** 枚

### 備 考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、新潟県に支払を請求することはできません。

# ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

← 契約届出以降で、かつ、契約履行後の日付

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 1 区選挙区

候補者 **新潟 花子**

## 記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇印刷(株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇
作 成 枚 数	6,000 枚
作 成 金 額	1,200,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	2,752

## 備考

- この証明書は、**作成の実績に基づいて**、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が新潟県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、新潟県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚 数  
当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚
  - 限 度 額  

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切り上げ}$$
 単価 × 確認された作成枚数 = 限度額
- 当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあつた通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

# 請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第 110 条の 4 第 2 項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 8 年〇月〇日

新潟県知事様

○押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。  
○PDF ファイルにより提出ください。

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇印刷(株)

代表取締役 ○ ○ ○ ○

1 請求金額 **1,100,800** 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和 8 年〇月〇日執行衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第 1 区選挙区

4 候補者の氏名 **新潟 花子**

5 金融機関名、口座名及び口座番号

※請求者と  
口座名義は同一  
であること。

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 本店・支店
預金種別	普通・当座	口座番号	<b>2345678</b>
ふりがな	〇〇いんさつ かぶ だいひょうとりしまりやく ○ ○ ○ ○		
口座名	〇〇印刷(株) 代表取締役 ○ ○ ○ ○		
電話番号	<b>000-000-0000</b>		

(注) 送金先の登録は請求者の電話番号により行うので、正しく記入してください。

押印を省略する場合には、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先を必ず記載してください

発行責任者	山川 丁太	事務担当者	長岡 花子
所属部署名	〇〇課〇〇係	連絡先	<b>025-123-4567</b>

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、新潟県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙) 請求内訳書

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
箇所 <b>2,752</b>	円 <b>200</b>	枚 <b>6,000</b>	円 <b>1,200,000</b>	円 <b>247</b>	枚 <b>5,504</b>	円 <b>1,359,488</b>	円 <b>200</b>	枚 <b>5,504</b>	円 <b>1,100,800</b>	

- 備考 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。  

$$316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) \dots\dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
ポスター掲示場数
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。